事業者排出量削減計画書

	☑ 新規 □ 変更
(宛 先) 京都府知事	令和 2年 9月28日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1	任天堂株式会社
	代表取締役社長 古川俊太郎
	電話 075-662-9600

主たる業種	家庭用レジャー機器の製造販売						細分類	番号	3	2	5 1
事業者の区分	□ 第12条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 □ 第12条第1項第2号又は第3号 □ 第12条第1項第4号										
計 画 期 間	令和2年4月から令和5年3月まで										
基 本 方 針	主要エネルギーである電力使用量の削減、廃棄物の発生抑制と再資源化の推進および、 CO2排出量削減に向けた省エネ活動の推進										
計画を推進するた めの体制	上記基本方針に基づき、 総務部において省エネ推進に係る計画の策定・進捗状況の把握を行っている。										
温室効果ガスの排 出の実績及び削減 の目標	温室効果ガスの排出の量	(29~1) 年度	第1 ^年 (2)	年度	第2年(3)	年度	第3年(4)	年度		減	
	事業活動に伴う排出の量評価の対象となる排出の量				4, 489. 7 4, 489. 7		4, 444. 8 4, 444. 8	トン			バーセント
	目標の対象となる排出の単	4,451.3 社内の省エネ 平均1%以上i	ルギーオ	jイド [・]	ラインの	遵守~	で、エネ			東単位	だを年
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供す る建築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (1)年度	第1 ^年 (2)		第 2 ^左 (3)		第3年(4)		増	減	率
	事務所 <u>事業活動に伴う排出の量</u> (総労働時間: 万時間)	10. 08		9. 98		9. 88	, ,	9. 78	-1.99		バーセント
	事業活動に伴う排出の量										バーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	社内の省エネ 平均1%以上i	改善する	5こと	を目標と	してい	いる。		-消費原	単位	立を年
重点的にま	基準年度 (1)年度 110.0 ペレート	第1 ^年 (2) 110.0	年度	第2 ^年 (3)	年度	第3年 (4) 110.0		備		考	
具体的な取組及び措置の内容	(2) 年度	110.0 たり 110.0 たり 110.0 たり 110.0 まりり 照明のLED化、ELVの更新									
	(3) 年 度 照明のLED化等の取組検討										
	(4) 年度	照明のLED化等の取組検討									
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容	容公共交通機関を利用									
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	環境および省エネ性に優れ、通勤途上災害の抑止が可能なため。									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する	区 分	第1年度 (2)年度	ŧ		年度 年度		第3年度 (4)年	-	備	İ	考
	森林の保全及び整備によるもの 府内産の木材の利用によるもの		トン		トン			トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又 は熱の供給によるもの		トン		トン			トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン	-		トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温 室効果ガスの吸収効果分の購入によるも の		トン		トン			トン			
	合 計	0.0	トン	(0.0 トン	/	0.0	トン			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	特になし。										
特 記 事 項											

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。